

四條畷市食育啓発キャラクター「なわてレンジャー」着ぐるみ貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は四條畷市（以下「市」という。）が保有する食育啓発キャラクター「なわてレンジャー」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸し出す場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(貸出許可申請)

第2条 着ぐるみの貸出を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、着ぐるみ貸出申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、四條畷市立保健センター所長（以下「許可者」という。）に提出し、その許可を受けなければならない。

(申請資格)

第3条 申請者は原則として市行政機関、教育機関、市内企業、市内在住、在勤又は在学の活動グループや団体であること。

(使用の許可)

第4条 許可者は、第2条の申請があった場合、食育の推進など市民の健康増進につながるもの又は市のPRになると認められるときは、着ぐるみの貸出を許可する。

2 許可者は、前項の規定にかかわらず、その内容が次の各項のいずれかに該当する場合、許可しない。

- (1) 法令及び公序良俗に反する、又は反するおそれのあるとき
- (2) 特定の個人、政党、宗教団体等の活動に利用される、又はそのおそれがあるとき
- (3) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき
- (4) 商業宣伝あるいは営利を目的とするとき
- (5) その他、許可者が不相当と認めたとき

3 第1項の許可を行うときは、申請者に対し、着ぐるみ使用許可書（様式第2号）を交付する。

(貸出等)

第5条 着ぐるみの貸出・返却は、原則として四條畷市立保健センター（以下「保健センター」という。）において行う。

2 着ぐるみの貸出は1体からでも可能とする。

- 3 申請者が着ぐるみを返却する際には、保健センターに来所して点検を受けなければならない。
- 4 貸出は無料とする。
- 5 貸出期間は、原則として1か月以内とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 申請者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみ使用すること。
- (2) 使用期間を厳守すること。
- (3) 使用時の安全対策を講じること。
- (4) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみ使用報告書(様式第3号)を提出すること。
- (5) 着ぐるみの使用について、別紙の注意事項に従って取り扱うこと。

(貸出許可の取り消し)

第7条 申請者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規定に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。この場合、申請者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

(原状回復)

第8条 貸出期間中に、着ぐるみに著しい汚損、又は破損が生じた場合、申請者の責任と負担により、補修またはクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(市の責任)

第9条 着ぐるみの使用により、申請者が被った損害に対し、市は一切その責めを負わない。

(管理及び事務の取り扱い)

第10条 着ぐるみの管理及びこの要領に関する事務の取り扱いは、保健センターが行う。

(補足)

第11条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの取り扱いに係る必要な事項は、許可者が別に定める。

附則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。